

議案第60号

三田市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年8月26日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

三田市立小学校及び中学校条例（昭和39年三田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三田市立学校条例

本則中「第38条及び第49条」を削り、「三田市立小学校及び中学校の名称及び位置は、別表」を「三田市立学校の名称及び位置は、小学校及び中学校にあつては別表第1、特別支援学校にあつては別表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

区分	名称	学部	位置
特別支援学校	三田市立ひまわり特別支援学校	中学部 高等部	三田市富士が丘三丁目25番地
		小学部	三田市富士が丘一丁目12番地

付 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表学校医（内科医に限る。）、学校歯科医（小学校、中学校、幼稚園の各施設（以下次部において「各施設」という。）ごとにつき）の部中「小学校、中学校、幼稚園」を「学校、幼稚園」に改める。
（重要な公の施設に関する条例の一部改正）
- 重要な公の施設に関する条例（昭和39年三田市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1号を加える。
(5) 特別支援学校 3月以上
（三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 4 三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年三田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項ただし書中「三田市立小中学校」を「三田市立学校」に改める。

（三田市放課後児童クラブ条例の一部改正）

- 5 三田市放課後児童クラブ条例（平成23年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「これに準ずる学校」を「特別支援学校（同法に規定する特別支援学校をいう。）小学部」に改める。

（三田市学校給食費徴収条例の一部改正）

- 6 三田市学校給食費徴収条例（平成23年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「三田市立小学校及び中学校条例」を「三田市立学校条例」に改める。

第3条第1項の表中「小学校」の次に「及び特別支援学校小学部」を、「中学校」の次に「並びに特別支援学校中学部及び高等部」を加える。